

「盛土規制法」の運用開始、及び説明会（一般向け）のお知らせ

盛土などに伴う災害から人命を守るため、危険な盛土などを規制する新たな法律「盛土規制法」が定められました。長崎県は、令和7年5月に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始します。

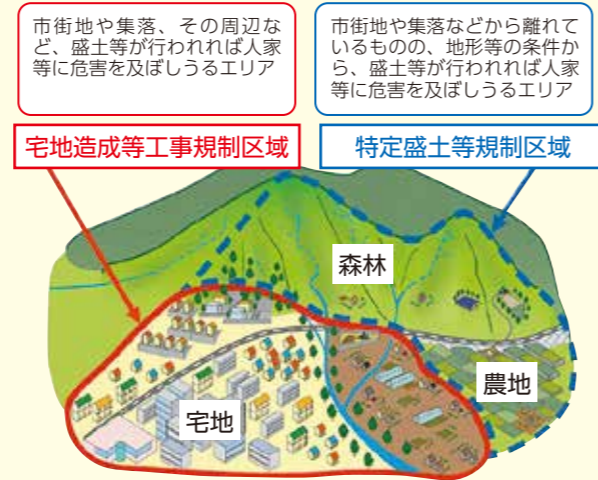
盛土規制法の概要

盛土規制法（正式名称：宅地造成及び特定盛土等規制法）は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、宅地、森林、農地など土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため定められた法です。

盛土規制法のポイント

- ①規制区域を指定します。
盛土などの崩落により人家などに被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定します。
- ②新たに行う盛土等は、許可が必要となります。
規制区域内で一定規模以上の盛土などを行う場合は、あらかじめ県知事などの許可が必要となります。
- ③盛土等を安全に保つ必要があります。
規制区域内の盛土などが行われた土地（今ある盛土等も含みます）では、土地所有者などは、盛土などを安全に保つ責務があります。
※盛土等とは、「切土、盛土、一時的な土石の堆積」
※土地所有者等とは、土地の所有者、管理者、占有者などを指します。

【規制区域のイメージ】



※許可などの手続きは、下記問合せ先まで

盛土規制法説明会（一般向け）

日 時 3月5日(水) 19時～20時

場 所 島原復興アリーナ サブアリーナ

内 容 盛土規制法の概要ほか

※どなたでも参加いただけます。（事前申込み不要）

※島原市の **全域が規制区域** となります。

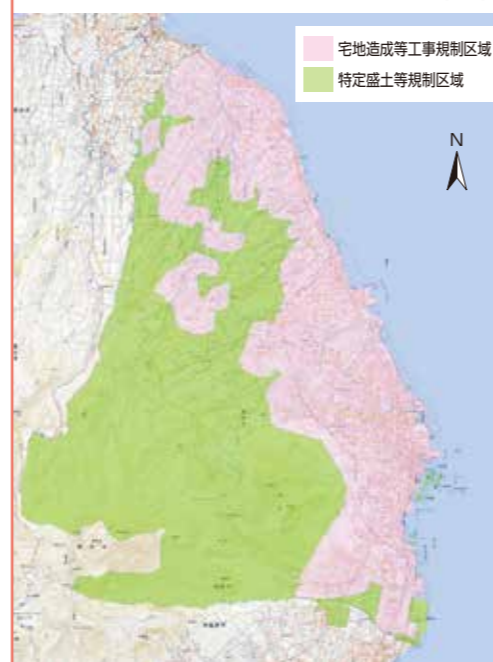
詳細な規制区域(案)は、[県盛土対策室ホームページ](#)をご覧ください。（都市整備課でも閲覧できます。）

盛土対策室HPは [こちら](#) から



問合せ先 長崎県庁 盛土対策室
☎095-894-3133

盛土規制法に基づく規制区域(案)



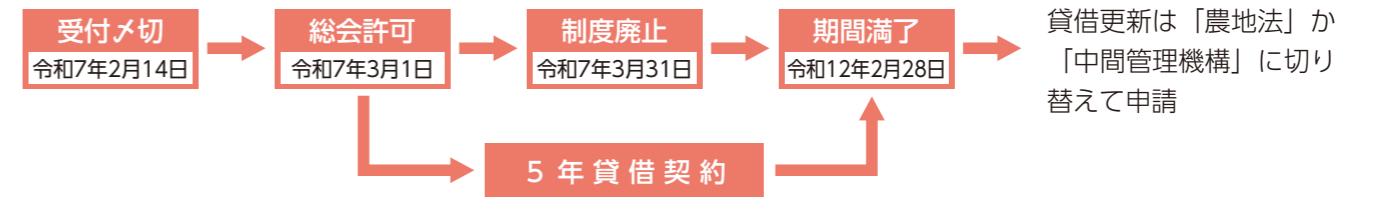
農家の皆さま、ご注意ください！

令和5年4月の法改正により、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借（利用権設定）と農地の売買（所有権移転）の制度は、令和7年3月31日で終了となります。

令和7年3月1日までに総会許可を受けた貸し借りについては、令和7年4月以降も有効ですが、その貸借期間が終了するとき、この基盤強化法による更新はできません。

問合せ先 農業委員会

例 基盤強化法による5年貸借の場合



舞岳山荘『舞岳ふれあい農園』利用者募集

島原市有明農林漁業体験実習施設「舞岳山荘」では、市民向け農園『舞岳ふれあい農園』を開設しています。週末や空いた時間を使って、気軽に野菜づくりを楽しんでみませんか。

- 募集期間 2月3日(月)～3月21日(金)
- 使用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日（期間延長をご希望の方はご相談ください）
- 対象者 18歳以上の人（市内・市外は問いません）
- 使用料 3,000円/年
- 区画数と面積 9区画、約30㎡/区画
- 申込・問合せ先 農林課

詳細はこちら



土木建築人材育成事業（資格取得者）奨励金

土木建築関係の資格を取得された人へ受験料相当額を助成します。

対象者 市内に住所を有し、市税を滞納していない人で、令和6年4月1日以降に次の土木建築関係の資格を取得した人

- 建築士
- 管工事施工管理技士
- 建設機械施工管理技士
- 電気工事施工管理技士
- 土木施工管理技士
- 造園施工管理技士
- 建築施工管理技士
- 電気通信工事施工管理技士

奨励金額 受験料相当額

- 申請に必要なもの
- 受験料の支払金額が分かる書類の写し
 - 資格を取得したことが証明できる書類の写し
 - 市税の完納証明書

申請期限 3月31日(月) ※予算の範囲内での交付となります。

申請・問合せ先 道路課

